

自己点検シート（訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護）【記入日：令和 年 月 日・記入者氏名：

・連絡先：Tel

点検した結果を記載してください

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役 1
			適	不適		
I 基本方針						
1. 基本方針 【介】	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっていますか。	基準第44条	☐	☐		☐
【予】	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	予防基準第46条	☐	☐		☐
II 人員基準						
1. 従業員の員数 【介】 【予】	看護職員の員数は、1名以上となっていますか。 → 下記の数値を記載してください。(令和 年 月実績) 内訳 看護師 名(常勤: 名 非常勤: 名) 准看護師 名(常勤: 名 非常勤: 名)	第45条 (第47条)	☐	☐		☐
	サービスの提供は、当該事業所の看護師又は准看護師の資格を有する従業者が行っていますか。		☐	☐		☐
	介護職員の員数は、2名以上となっていますか。(介護)		☐	☐		☐
	介護職員の員数は、1名以上となっていますか。(介護予防)		☐	☐		☐
	内訳 介護職員 名(常勤: 名 非常勤: 名) 看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。		☐	☐		☐
2. 管理者 【介】 【予】	管理者は常勤専従職員を配置していますか。 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。(管理業務に支障はないですか)。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は全ての事業所名 職種名 事業所名 : () 事業所名 : () サービス種別 : () サービス種別 : () 職種名 : () 職種名 : ()	第46条 (第48条)	☐	☐		☐

(注) 別紙(様式1-1)「従業者の勤務の体制及び勤務実績一覧表」を作成のうえ添付してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役
			適	不適		1
Ⅲ 設備基準						
1. 設備及び備品等 【介】 【予】	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品を備えていますか。	第47条 (第49条)	☐	☐		☐
Ⅳ 運営基準						
1. 内容及び手続きの説明及び同意 【介】 【予】	事業所の概要、重要事項（※1）について記した文書を交付し（※2）、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※1 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※2 文書の交付は、電磁的方法でも可。	第54条： 8条準用 (第49条の2)	☐	☐		☐
2. 提供拒否の禁止 【介】 【予】	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な訪問介護(介護予防訪問介護)を提供することが困難な場合	第54条： 9条準用 (第49条の3)	☐	☐		☐
3. サービス提供困難時の対応 【介】 【予】	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じていますか。	第54条： 10条準用 (第49条の4)	☐	☐		☐
4. 受給資格等の確認 【介】 【予】	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第54条： 11条準用 (第49条の5)	☐	☐		☐
5. 要介護（要支援）認定の申請に係る援助 【介】 【予】	利用申込者が要介護（要支援）認定を受けていない場合、既に要介護（要支援）認定の申請をしているか確認していますか。	第54条： 12条準用 (第49条の6)	☐	☐		☐
	利用者が要介護（要支援）認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		☐	☐		☐
6. 心身の状況等の把握 【介】 【予】	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第54条： 13条準用 (第49条の7)	☐	☐		☐
7. 居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携 【介】 【予】	介護サービスの提供の開始又は提供の終了に際し、居宅介護（介護予防）支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第54条： 14条準用 (第49条の8)	☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役
			適	不適		1
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【介】 【予】	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第54条： 15条準用 (第49条の9)	☐	☐		☐
9. 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 【介】 【予】	居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第54条： 16条準用 (第49条の10)	☐	☐		☐
10. 居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 【介】 【予】	利用者が居宅（介護予防）サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	第54条： 17条準用 (第49条の11)	☐	☐		☐
11. 身分を証する書類の携行 【介】 【予】	訪問入浴介護従業者に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	第54条： 18条準用 (第49条の12)	☐	☐		☐
12. サービスの提供の記録 【介】 【予】	介護サービスを提供した際の記録には、次の内容を書面に記録していますか。 ・ サービス提供日 ・ 提供時間 ・ 具体的なサービス内容 ・ 提供者の氏名 ・ 利用者の心身の状況 等	第54条： 19条準用 (第49条の13)	☐	☐		☐
	利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。		☐	☐		☐
	利用者（利用者ごとに記録簿を作成して）に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存していますか。		☐	☐		☐
13. 利用料等の受領 【介】 【予】	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第48条 (第50条)	☐	☐		☐
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		☐	☐		☐
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合や、利用者の選定により特別な浴槽水等に係る費用の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役 所
			適	不適		1
14. 領収証 【介】 【予】	サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条 (法第53条： 法第41条準用) 施行規則第65条 (施行規則第85条： 施行規則第65条準 用)	☐	☐		☐
	領収書に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。		☐	☐		☐
	保険給付対象額のうち、医療費控除の対象となる額を明示して記載していますか。		☐	☐		☐
15. 保険給付の請求のための証明書の交付 【介】 【予】	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。	第54条： 21条準用 (第50条の2)	☐	☐		☐
16. 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の基本取扱方針 【介】 【予】	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行なわれていますか。	第49条	☐	☐		☐
	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画定期に行われてい	(第56条)	☐	☐		☐
	ますか。	第49条 (第56条)	☐	☐		☐
17. 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の具体的取扱方針 【介】 【予】	指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めていますか。	第50条 (第57条)	☐	☐		☐
	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点など）について、理解しやすいように説明を行なっていますか。		☐	☐		☐
	介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを提供していますか。		☐	☐		☐
	一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人（予防の場合は一人）をもって行なっていますか。また、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者としていますか。		☐	☐		☐
	サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒した物を使用していますか。		☐	☐		☐
	利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治医の意見を確認していますか。また、主治医への確認については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が行うとともに、次に確認すべき時期についても確認していますか。		☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役
			適	不適		1
18. 利用者に関する市町村への通知 【介】 【予】	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・ サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護（要支援）状態の程度を増進させたと認められる場合 ・ 偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第54条： 第26条準用 (第50条の3)	☐	☐		☐
19. 緊急時等の対応 【介】 【予】	サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	第51条 (第51条)	☐	☐		☐
	協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にありますか。		☐	☐		☐
	緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。		☐	☐		☐
20. 管理者の責務 【介】 【予】	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第52条 (第52条)	☐	☐		☐
21. 運営規程 【介】 【予】	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 職員の職種、員数及び職務内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ サービスの内容及び利用料その他費用の額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ サービスの利用に当たっての留意事項 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 虐待防止に関する事項 ☐ その他運営に関する重要事項	第53条 (第53条)	☐	☐		☐
22. 勤務体制の確保等 【介】 【予】	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに月ごとの勤務表を作成するなど、勤務の体制を定めていますか。 (なお、勤務表には、訪問入浴介護従業者の日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等が明確にされていること。)	第54条： 第30条準用 (第53条の2)	☐	☐		☐
	当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供していますか。		☐	☐		☐
	訪問入浴介護従業者に対して研修の機会を確保していますか。		☐	☐		☐
23. 衛生管理等 【介】 【予】	訪問入浴介護従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第54条： 第31条準用 (第53条の3)	☐	☐		☐
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役 1
			適	不適		
24. 掲示 【介】【予】	事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる以下の重要事項を掲示していますか。	第54条： 第32条準用 (第53条の4)	☐	☐		☐
	① 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など）		☐	☐		☐
	② 従業者の勤務体制		☐	☐		☐
	③ 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について		☐	☐		☐
	④ 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）		☐	☐		☐
	⑤ 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など）		☐	☐		☐
25. 秘密保持等 【介】【予】	正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。（退職後も同様）	第54条： 第33条準用 (第53条の5)	☐	☐		☐
	サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意を個別に書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		☐	☐		☐
26. 広告 【介】【予】	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第54条： 第34条準用 (第53条の6)	☐	☐		☐
27. 居宅介護 (介護予防) 支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護（介護予防）支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第54条： 第35条準用 (第53条の7)	☐	☐		☐
28. 苦情処理 【介】【予】	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。 苦情件数 : 月平均 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 : 有 ・ 無	第54条： 第36条準用 (第53条の8)	☐	☐		☐
	苦情処理の体制の概要を明らかにし、文書で利用者又はその家族に示し、事業所内にも掲示していますか。 ※「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等。		☐	☐		☐
	苦情があった場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。また、記録は、整備し、その完結の日から2年間（サービス提供の記録は提供の日から5年間）保存していますか。		☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役所 1
			適	不適		
28. 苦情処理 【介】 【予】	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っていますか。 市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っていますか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っていますか。	第54条： 第36条準用 (第53条の8)	☐	☐		☐
29. 地域との連携 【介】 【予】	事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	第54条： 第36条の2準用 (第53条の9)	☐	☐		☐
30. 事故発生時の対応 【介】 【予】	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	第54条： 第37条準用 (第53条の10)	☐	☐		☐
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無		☐	☐		☐
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		☐	☐		☐
31. 会計の区分 【介】 【予】	他の事業との会計を区分していますか。	第54条： 第38条準用 (第53条の11)	☐	☐		☐
32. 高齢者虐待の防止 【介】 【予】	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法) 第5条	☐	☐		☐
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法 第2条	☐	☐		☐
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	高齢者虐待防止法 第2条	☐	☐		☐
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	高齢者虐待防止法 第2条	☐	☐		☐
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	高齢者虐待防止法 第2条	☐	☐		☐
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。	高齢者虐待防止法 第2条	☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役
			適	不適		1
32. 高齢者虐待の防止 【介】 【予】	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	☐	☐		☐
33. 記録の整備 【介】 【予】	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第53条の2 (第54条)	☐	☐		☐
	介護サービスの提供に関する記録（訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）計画、サービス実施記録等）を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存していますか。		☐	☐		☐
34. 変更の届出 【介】 【予】	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に変更の届出を行っていますか。 【厚生労働省令届出事項】 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6) 運営規程 (7) 居宅介護（介護予防）サービス費の請求に関する事項 (8) 役員の氏名、生年月日及び住所	法第75条 施行規則第131条 (法第115条の5 施行規則第140条 の19)	☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役 1
			適	不適		
Ⅴ 業務管理体制の整備						
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	1 事業者（法人）内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのような方法で周知されていますか。 (周知方法：)	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	☐	☐		☐
	① 法令遵守責任者の選任【全ての法人】 事業者（法人）において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出て いますか。 法令遵守責任者の届出 済・ 未済 所属・職名 氏 名	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	☐	☐		☐
	② 法令遵守規程の整備【事業所（施設）数が20以上の法人のみ】 事業者（法人）において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知して いますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 規程の概要の届出 済・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	☐	☐		☐
	③ 業務執行の状況の監査【事業所（施設）数が100以上の法人のみ】 事業者（法人）において、業務執行の状況の監査を定期的に実施しています か。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 監査の方法の概要の届出 済・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	☐	☐		☐
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け 出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等につい ても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	☐	☐		☐
	3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁 及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。 ※ 所管庁（届出先） ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3以上の地方厚生局の 管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣 ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の 管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事 ◎すべての指定事業所等が指定都市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長（介護事業者課） ◎地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、すべての指定 事業所が同一市町村内に所在する事業者	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市係
			適	不適		1
Ⅵ 介護給付費関係						
1. 介護給付費 単位 【介】	当該事業所の看護職員 1 人及び介護職員 2 人がサービス提供を行った場合に 1, 234単位を算定していますか。	算定基準 別表の2 イ 注1～4、注7	☐	☐		☐
	入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を証を生ずるおそれがないと認められる場合にその主治の医師の意見を確認したうえで、当該事業所の介護職員3 人がサービス提供を行った場合は所定単位数の100分の95を算定していますか。		☐	☐		☐
	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭または部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄を言う）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。		☐	☐		☐
	・当該事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（※）若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行った場合は、所定単位数の100分の90を算定していますか。 ・上記以外の範囲に所在する建物（※）のうち、1ヶ月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供を行った場合は、所定単位数の100分の90を算定していますか。		☐	☐		☐
	※建物は養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。 別に厚生労働大臣が指定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供を行った場合は、1 回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。		☐	☐		☐
【予】	当該事業所の看護職員 1 人及び介護職員 1 人がサービス提供を行った場合に834 単位を算定していますか。	（予防算定基準 別表の2 イ 注1～4、注7）	☐	☐		☐
	入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を証を生ずるおそれがないと認められる場合にその主治の医師の意見を確認したうえで、当該事業所の介護職員2 人がサービス提供を行った場合は所定単位数の100分の95を算定していますか。		☐	☐		☐
	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭または部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄を言う）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。		☐	☐		☐
	・当該事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（※）若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行った場合は、所定単位数の100分の90を算定していますか。 ・上記以外の範囲に所在する建物（※）のうち、1ヶ月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供を行った場合は、所定単位数の100分の90を算定していますか。		☐	☐		☐
	※建物は養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。 別に厚生労働大臣が指定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供を行った場合は、1 回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。		☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市保 1
			適	不適		
2. 端数処理 【介】 【予】	単位数算定の際の端数処理 ・ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。	留意事項 2-1-(1) (予防留意事項 2-1-(1))	☐	☐		☐
	金額換算の際の端数処理 ・ 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。		☐	☐		☐
3. サービス種類相互の算定関係 【介】 【予】	利用者が下記サービスを受けている間は、訪問入浴介護費（介護予防訪問入浴介護費）を算定していませんか。 ①（介護予防）短期入所生活介護 ②（介護予防）短期入所療養介護 ③（介護予防）特定施設入居者生活介護 ④（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ⑤（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧複合型サービス	算定基準 別表の2 イ注8 (予防算定基準 別表の2 イ注8)	☐	☐		☐
4. サービス提供体制強化加算	下記算定要件に適合しているものとして、あらかじめ届け出て、利用者に対してサービス提供を行った場合は、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ○ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 36単位 ・ ・ ・ 体制要件（①～③）及び人材要件④に適合する場合 ○ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 24単位 ・ ・ ・ 体制要件（①～③）及び人材要件⑤に適合する場合 ※当該加算にかかる取扱いについては、留意事項2-3-(7)を参照してください。	算定基準 別表の2ロ (予防算定基準 別表の2ロ)	☐	☐		☐
	①当該事業所の全ての従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。		☐	☐		☐
	②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所の従業者の技術指導を目的とした会議を定期的 to開催すること。		☐	☐		☐
	③当該事業所の全ての従業者に対して健康診断等を定期的 to実施すること。		☐	☐		☐
	④当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。					
	⑤当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。		☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役所 1
			適	不適		
5. 介護職員処遇改善加算【介】【予】	○ 介護職員処遇改善加算（あらかじめの届出が必要） (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月当たりの総単位数にサービス別加算率1000分の58を乗じた単位数を算定していますか。【下の算定要件①～⑧いずれにも適合する場合】 (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月当たりの総単位数にサービス別加算率1000分の42を乗じた単位数を算定していますか。【下の算定要件①～⑥、⑦ i ～ iv、⑧に適合する場合】 (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月当たりの総単位数にサービス別加算率1000分の23を乗じた単位数を算定していますか。【下の算定要件①から⑥かつ⑨、⑩に適合する場合】 (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数を加算していますか。【下の基準①から⑥かつ⑨又は⑩に適合する場合】 (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数を加算していますか。【下の基準①から⑥に適合する場合】	算定基準 別表の2ハ (予防算定基準 別表の2ハ)	☐	☐		☐
	①介護職員の賃金（退職手当除く）の改善に要する費用見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。		☐	☐		☐
	②当該指定訪問入浴介護事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、届出を行っていること。		☐	☐		☐
	③介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していること。		☐	☐		☐
	④当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告していること。		☐	☐		☐
	⑤算定日が属する月の前12ヶ月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと。		☐	☐		☐
	⑥当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		☐	☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	自主点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市役所 1
			適	不適		
5. 介護職員処遇改善加算【介】【予】	⑦次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 i) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（賃金に関するを含む。）を定めていること。 ii) iの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 iii) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 iv) iiiについて全ての介護職員に周知していること。 v) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 vi) vの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	算定基準別表の2ハ（予防算定基準別表の2ハ）	☐	☐		☐
	⑧平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。		☐	☐		☐
	⑨次のいずれかの基準に適合すること。 i) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（賃金に関するを含む。）を定めていること。 b) aの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 ii) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。		☐	☐		☐
	⑩平成20年10月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。		☐	☐		☐

【根拠条文について】

法：介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則:介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基準:指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予防基準:指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)

解釈通知:指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

算定基準:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

予防算定基準:指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令告示第127号)

留意事項:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

予防留意事項:指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

】

ごさい。

適用欄

2

Box 1



走用欄

2

9

☐☐

9

9

☐

9

9

9

適用欄	
2	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

適用欄
2
☐
☐
☐
☐

適用欄
2
☐
☐
☐
☐
☐
☐

適用欄
2
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

適用欄
2
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

適用欄
2
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

適用欄
2
☐
☐
☐
☐